

第1章 環境施策の総合的な推進

1. 山口県環境基本条例

本県では、「現在及び将来の県民すべてが健康で文化的な生活を営む上で必要とする潤いと安らぎのある快適な環境の保全と創造」をめざし、環境の保全に関する基本理念等を定めた「山口県環境基本条例」を平成7年12月に制定している。

この条例では、基本理念として、「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の推進」の3つを定めるとともに、環境保全施策として、「環境基本計画の策定」、「環境影響評価の推進」、「良好な景観の形成」、「環境保全に関する教育、学習等の促進」、「民間団体等の自発的活動の促進」等を定めている。

2. 山口県環境基本計画の推進

本県では、平成10年3月に策定し、平成16年3月に改定した「山口県環境基本計画」に基づき、環境関連施策を総合的かつ計画的に推進してきたが、今日の環境を巡る情勢の変化に的確に対応し、本県の地域特性や産業特性を活かした独自の取組を一層推進していくため、第3次山口県環境基本計画を平成25年10月に策定した。

本計画では、第2-1-1表に示すとおり、本県の目指すべき環境の姿として、「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」という基本目標を引き続き継承しながら、4つの長期的目標を設定して、6つの施策の柱と8つの重点プロジェクト及び41の目標を掲げ、県民、NPO・民間団体、事業者、大学・研究機関、市町、県など、すべての主体が、自主的な取組を進めるとともに、それぞれの役割や能力に応じて、連携・協働のもと、様々な活動に取り組むこととしている。

また、この計画の進行管理を適切に行い、実効性を確保するため、庁内に「環境政策推進会議」（平成10年5月設置）を設置し、環境関連施策の総合調整を行っている。

第2-1-1表 第3次山口県環境基本計画の概要

基本目標

健全で恵み豊かな環境の保全と創造 ～安心・安全で持続可能な社会づくり～

計画の期間

平成25年度～平成32年度

長期的目標

- ① 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
- ② 県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
- ③ 豊富な自然特性や多様な産業特性を活かした持続的発展可能な社会の構築
- ④ 快適で潤いある環境を守り、育む人づくり・地域づくりの推進

施策の柱

- ① 再生可能エネルギーの導入促進・地球温暖化対策の推進
- ② 循環型社会の形成
- ③ いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
- ④ 大気・水環境等の保全
- ⑤ 環境関連産業の育成・集積
- ⑥ 環境に関する人づくり・地域づくりの推進

重点プロジェクト

- ① 再生可能エネルギーの導入促進
- ② 「低炭素社会」構築の推進
- ③ 循環型社会形成の推進
- ④ 「自然共生社会」実現に向けた連携・協働の促進
- ⑤ 未来へつなぐ生活環境の保全の推進
- ⑥ 水素利活用の促進
- ⑦ E V等次世代自動車の利活用促進
- ⑧ 環境「人財」づくりの推進

目標

41の目標をP133に掲載

3. 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業による環境影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴き、環境保全に配慮しようとするための仕組みであり、環境の保全を図る上で、極めて重要なものである。

本県においては、環境影響評価法（以下「法」という。）及び山口県環境影響評価条例（以下「条例」という。）に基づき、第2-1-1図のとおり手続きが行われている。

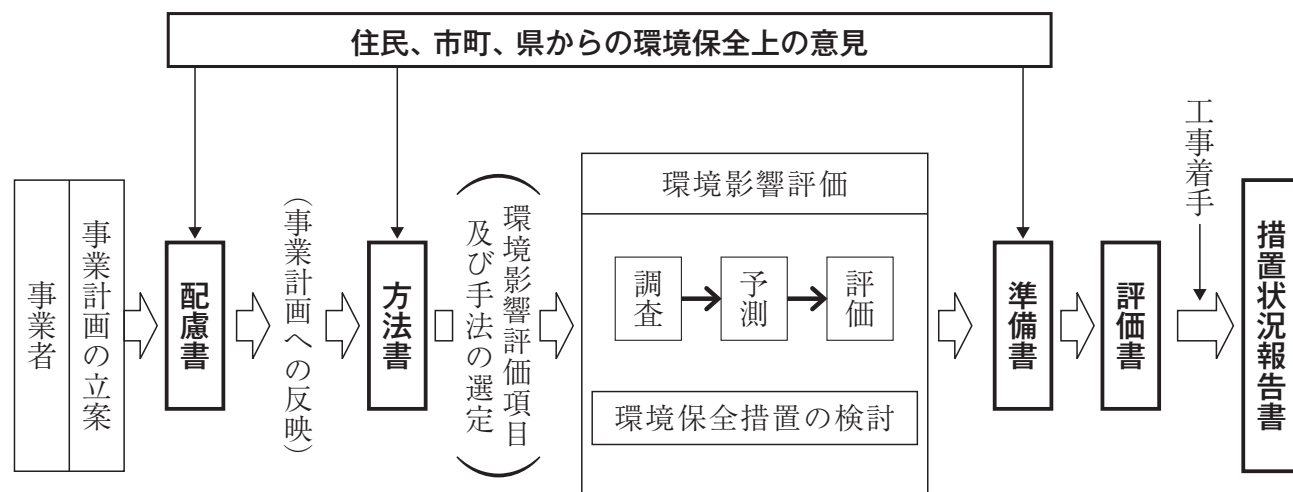
なお、平成25年4月に事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、計画段階の配慮書手続を導入した。

また、法及び条例の対象規模に満たない事業のうち、県が実施する公共事業については、「環境事前チェック制度」に基づき、事業部局において、計画立案等の段階から自主的にチェックを行うことにより環境に配慮した事業が行われている。

平成25年度は、法対象事業（1件）及び条例対象事業（1件）に関する指示、審査を行うとともに、公有水面埋立法に基づく埋立案件（3件）について必要な指導を行った。また、県の全ての公共事業（維持管理事業及び緊急を要する災害復旧事業を除く2,398件）について、事前チェックを行った。

今後も、法及び条例等に基づく適切な指導、審査を行うとともに、「環境事前チェック制度」の活用により開発事業等における環境配慮の推進を図ることとしている。

第2-1-1図 環境影響評価制度における主な手続の流れ



（備考）

○事業者

- ・事業の位置・規模等に係る計画の立案段階における環境影響について検討した「配慮書」を公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、事業計画に反映させる。
- ・調査手法等を記載した「方法書」を公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で、環境影響評価を行う。
- ・環境影響評価の結果を記載した「準備書」についても公表し、住民等の意見や知事意見を聴いた上で「評価書」を作成する。
- ・「評価書」に記載されたとおり、環境に配慮した事業を行う。
- ・工事着手後の環境への影響を把握するための事後調査等を行う。

○住民等

- ・「配慮書」、「方法書」及び「準備書」の各段階において、事業者に対し、環境保全に関する意見を述べるができる。

○県

- ・「配慮書」、「方法書」及び「準備書」について、学識経験者等により構成する「山口県環境影響評価技術審査会」や関係の市町長の意見を聴くとともに、必要に応じ公聴会を開催し、住民等から直接意見を聴いた上で、事業者に対し環境保全に関する意見を述べる。

4. 土地利用の適正化

(1) 山口県国土利用計画

本計画は、県土利用の指針として、自然環境の保全、県土の均衡ある発展を図ること等を基本理念とし、長期的視点で県土利用に関する基本的事項（①県土の利用に関する基本構想、②県土の利用区分別の規模の目標、③これらを達成するために必要な措置の概要）を定めたものである。

平成22年3月に改定した、目標年次を平成29年とする新たな計画では、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐ「持続可能な県土管理」を行っていくこととしている。

平成29年における県土の利用区分別の規模の目標は、第2-1-2表のとおりである。

第2-1-2表 県土の利用区分別の規模の目標

(単位：ha、%)

区 分	H19年	H29年	増 減	構 成 比	
				H19年	H29年
農 用 地	51,549	49,049	△ 2,500	8.4	8.0
農 地	50,930	48,430	△ 2,500	8.3	7.9
採草放牧地	619	619	0	0.1	0.1
森 林	438,931	438,931	0	71.8	71.8
原 野	1,804	1,535	△ 269	0.3	0.3
水面・河川・水路	19,422	19,697	275	3.2	3.2
道 路	19,785	21,369	1,584	3.2	3.5
宅 地	29,913	31,273	1,360	4.9	5.1
住 宅 地	17,589	18,221	632	2.9	3.0
工 業 用 地	4,266	4,424	158	0.7	0.7
その他の宅地	8,058	8,628	570	1.3	1.4
そ の 他	49,869	49,719	△ 150	8.2	8.1
合 計	611,273	611,573	300	100.0	100.0
市 街 地	20,724	20,730	6	3.4	3.4

注) 市街地は「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

(2) 山口県土地利用基本計画

本計画は、山口県国土利用計画を基本とし、5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）の範囲を示した計画図と、土地利用の調整等に関する事項を示した計画書から構成されている。

その役割は、都市計画法などの個別規制法に基づく諸計画の上位計画として、土地利用の総合調整を行うことなどにより、適正かつ合理的な土地利用を図ることである。

本計画がその役割を十分に果たすため、毎年度、土地利用の現況、動向の総合的な調査を行い、本計画を適切に管理し、必要に応じ計画の変更を行っている。

平成25年度末の5地域区分の面積は、第2-1-3表のとおりである。

第2-1-3表 五地域区分の面積 (平成26年3月31日現在)

区 分	面積 (ha)	割合 (%)	
五 地 域	都 市 地 域	274,974	45.0
	農 業 地 域	373,496	61.1
	森 林 地 域	425,524	69.6
	自然公園地域	42,374	6.9
	自然保全地域	—	—
計	1,116,368	182.6	
白 地 地 域	813	0.1	
合 計	1,117,181	182.7	
県 土 面 積	611,413	100.0	

注) 県土面積は、平成24年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

白地地域は、五地域区分のいずれにも属さない地域である。

(3) 都市計画等

ア 都市計画

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びに適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものである。

都市計画で定める内容の一つの柱である、土地利用計画においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要がある場合は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する区域区分（線引き）を定めることができる。

また、用途地域、防火地域及び風致地区等の地域地区制度の活用により、都市計画区域内における住居、商業、工業、その他の用途の適正な配分を通じて、都市機能の維持増進、住宅環境の保全、商工業活動の利便性の増進、災害の危険防止、風致景観の保全、公害の抑制などを行い、都市環境の保全・向上を図っている。

イ 工場立地施策

工場立地の推進に当たっては、周辺環境との調和に留意しつつ、十分な立地条件の調査を実施し、地域に適合した業種の立地誘導を図っている。

特定工場（注）の新設・変更については、工場立地法の準則に基づき、①生産施設の適正な規模・配置、②工場緑化の推進、③環境施設の整備等、工場敷地の利用の適正化について、助言及び指導を行っている。

特定工場の届出状況は、第2-1-4表のとおりである。

第2-1-4表 特定工場の届出状況

区分	21年		22年		23年		24年		25年	
	新設	変更	新設	変更	新設	変更	新設	変更	新設	変更
件数(件)	2	35	3	58	5	74	5	71	8	55

注) 特定工場とは、製造業、電気・ガス・熱供給業（水力、地熱発電所は除く）に係る工場等で敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の工場をいう。

5. 環境保全関係融資制度

(1) 地球温暖化対策融資

温室効果ガスの低減を図り、地球温暖化防止に資するため、中小企業等が行う施設整備経費に対し、融資している。

平成10年度の制度創設以降の実績は14件（貸付額 76,892千円）である。

(2) 公害防止対策融資

公害防止対策の促進を図るため、中小企業等が行う施設整備経費に対し、融資している。

最近10年の実績は1件（貸付額 20,000千円）である。

第2-1-5表 融資・償還条件（個人向け）

融資対象	住宅用太陽光発電システム、省エネ設備（住宅用太陽光発電システムと同時に2製品以上を複合的に整備する場合に限る。）	低公害車、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化、保水性舗装、高反射塗装
融資利率	年1.0%	年1.7%
融資期間	10年以内	5年以内
融資限度額	500万円／件	
償還方法	元利均等月賦償還	
保証料	取扱金融機関の定めるところによる	

(3) 産業廃棄物処理対策融資

産業廃棄物の資源化再利用及び適正な処理の促進を図るため、中小企業者等が行う施設整備経費に対し、融資している。

最近10年の実績は1件（貸付額 3,000千円）である。

(4) 地球にやさしい環境づくり融資（個人向け）

温室効果ガスの低減を図り、地球温暖化防止に資するため、第2-1-5表のとおり、県民が行う低公害車、太陽光発電システム等の整備に必要な資金を融資している。

平成25年度は、179件の実績があり、平成12年の制度創設以降の実績は1,370件（貸付額 2,842,300千円）である。

6. 公害苦情・紛争処理

(1) 公害苦情の処理体制

公害に関する苦情は、住民の生活に密着したものが多く、迅速かつ適切な処理及び解決を図ることが必要である。

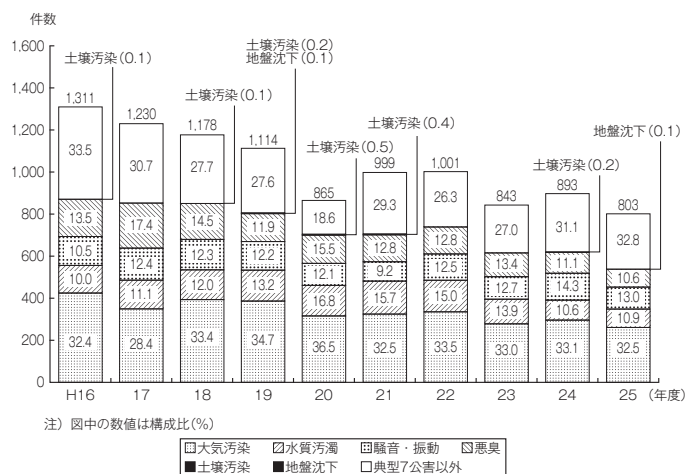
このため、県及び市町では、公害苦情相談員の選任など、公害苦情を処理する組織の整備、充実を図っている。

県内における公害苦情の処理体制は、第2-1-6表のとおりである。

第2-1-6表 公害苦情の処理体制 (H26.4.1現在)

区 分		公害苦情処理事務を行う職員		
		公害苦情相談員	その他	合 計
県	本 庁	2	8	10
	出先機関	16	33	49
	計	18	41	59
市 町	本 庁	33	55	88
	出先機関	6	55	61
	計	39	110	149
合 計		57	151	208

第2-1-2図 公害の種類別苦情件数及び構成比の推移



(2) 公害苦情の発生状況

公害の種類別苦情件数及び構成比の推移は、第2-1-2図のとおりであり、平成24年度の新規受理件数は、790件であった。

公害苦情を公害の種類別にみると、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭の「典型7公害」に関するものが全体の67.5%を占め、この中では、大気汚染が最も多く、次いで騒音・振動、悪臭、水質汚濁の順となっている。

なお、残り32.5%は、廃棄物の不法投棄などに関するものとなっている。

(3) 公害苦情の処理状況

平成25年度の処理すべき公害苦情は、803件（新規受理790件、前年度からの繰越13件）であり、その処理状況は、直接処理（解決）したもの698件、他へ移送したもの16件、平成26年度に繰り越されたもの14件、その他75件となっており、処理率（処理すべき苦情件数から他へ移送した件数を

減じたものに占める直接処理（解決）件数の割合）は、87.0%となっている。

公害苦情の処理状況の推移は、第2-1-7表のとおりである。

第2-1-7表 公害苦情の処理状況の推移

(単位：件、()内は処理率(%))

区分		年度							
		19	20	21	22	23	24	25	
処理件数	山口県	951 (88.7)	797 (92.1)	837 (87.7)	891 (92.3)	759 (93.0)	808 (93.5)	698 (87.0)	
	全国	83,152 (87.5)	78,753 (88.0)	72,705 (86.6)	72,039 (86.8)	72,333 (86.6)	71,580 (91.5)	未集計	

(4) 公害紛争の処理

公害苦情の中には、苦情申立人が発生源に対して損害賠償を求めて争うというような公害紛争に発展するケースもみられる。

また、公害の規模が広範囲にわたる場合や、被害が人の健康、生命又は財産に影響を及ぼすような場合には、その因果関係や行為の差止め、損害賠償等を巡って当初から公害紛争を生じることがある。このような紛争を、一般的な訴訟手続きよりも簡便に、かつ、迅速・適正に解決するために、県は、公害審査会を設置し、当事者から申請があった場合に、あっせん、調停及び仲裁を行うこととしている。これまで公害審査会が受理した公害紛争の事案は、4件あるが、昭和54年度以降はない。

(5) 畜産関係苦情処理の状況

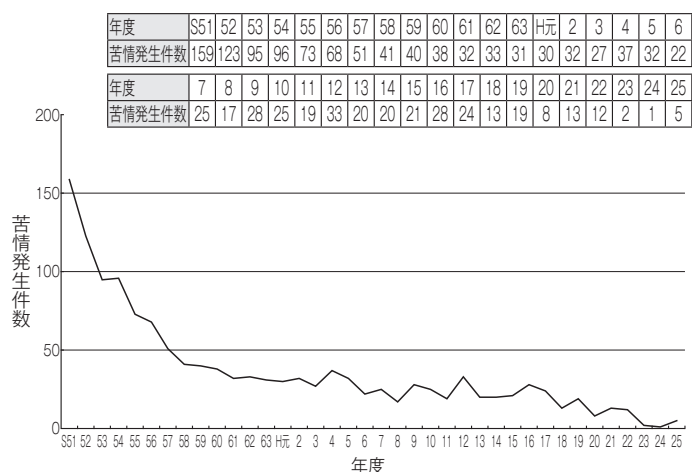
畜産経営による環境汚染の防止を図るための畜産経営環境保全実態調査に基づき、環境汚染の発生が予測される経営体について、農林事務所畜産部を中心とした「資源循環型畜産推進指導協議会」による濃密な巡回指導を実施し、畜産農家の実情に即した処理及び利用技術の普及を図り、環境汚染の発生防止に努めている。

畜産経営環境保全に係る苦情等の発生状況は、第2-1-3図及び第2-1-8表のとおりであり、近年は年間約10~20件前後で推移している。

平成25年度は5件の発生がみられ、苦情の種類別発生件数については、水質汚濁1件、悪臭3件、悪臭と害虫の複合発生が1件であった。

また、畜種別では、採卵鶏1件、ブロイラー2件、肉牛牛2件であった。

第2-1-3図 畜産環境保全上の苦情発生件数の推移



第2-1-8表 平成25年度 畜種別・苦情の種類別発生件数

区分	合計	単独発生			複合発生				その他
		水質汚濁	悪臭	害虫	水質+悪臭	水質+害虫	悪臭+害虫	水質+悪臭+害虫	
豚	0	0	0	0	0	0	0	0	0
採卵鶏	1	1	0	0	0	0	0	0	0
ブロイラー	2	0	2	0	0	0	0	0	0
乳用牛	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉用牛	2	0	1	0	0	0	1	0	0
ミツバチ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5	1	3	0	0	0	1	0	0
		4			1				0

(6) 警察における公害苦情の受理及び処理の状況

平成25年中に警察が受理した環境・公害苦情件数（交通公害・騒音公害に係るものを除く。以下同じ。）は、410件であり、平成24年（421件）と比較して11件減少している。環境・公害苦情の種類別受理状況は、第2-1-9表のとおりである。

受理した公害苦情の処理状況は、第2-1-10表のとおりで、73件を検挙したほか、軽微なものは警察官による警告・指導・注意などで処理されている。

第2-1-9表 警察における公害苦情の種類別受理状況 (平成25年) (単位は：件、()は%)

種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	計
件数	1	15	0	0	0	2	386	6	410
構成比	(0.2)	(3.7)	(0)	(0)	(0)	(0.5)	(94.1)	(1.5)	(100)

第2-1-10表 警察における公害苦情処理状況 (平成25年) (単位は：件、()は%)

種類	話し合いのあつせん	警告・指導注意	検挙	措置不能	その他	計
件数	11	133	73	138	55	410
構成比	(2.7)	(32.4)	(17.8)	(33.7)	(13.4)	(100)

(7) 警察における環境事犯の取締り状況

平成25年中に警察が検挙した環境事犯は、107件125人で、平成24年（146件、165人）と比較すると39件・40人減少している。

検挙の状況は、第2-1-11表のとおりである。

第2-1-11表 警察における環境事犯の検挙状況 (平成25年) (単位は：件、人)

	廃棄物処理法								計	
	不法投棄				不法焼却		その他			
	一般廃棄物		産業廃棄物		件数	人員	件数	人員	件数	人員
検挙数	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
	53	61	5	11	49	53	0	0	107	125

7. 調査・研究等の推進

(1) 環境保健センター

大気質、水質等に及ぼす環境汚染要因を科学的に究明するため、長期的な計画に基づいて調査研究を行っている。

(2) 地方独立行政法人山口県産業技術センター

産業技術センターでは、ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムを構築・運用し、環境負荷の低減に直接あるいは間接的に影響を及ぼす産業技術分野の試験研究を実施している。

また、県内中小企業、関係機関等の環境保全に関する技術支援や意識の普及・啓発を図っている。

(3) 農林総合技術センター

県民の安心・安全、環境保全、地産・地消への意識の高まり、産地間競争の激化、農政改革などの課題に対応するため、農林業関係の試験研究機関等の総合力を発揮し、試験研究、高度技術普及、

人材養成を一体的に推進している。

(4) 水産研究センター

水産研究センターでは、「水産資源の管理・回復」や「漁場の開発・整備」、「漁場環境の保全」、「水産物の利用加工」等の調査研究、技術開発に積極的に取り組んでいる。

8. 環境情報の整備・提供

複雑・多様化している環境情報を体系的に整理するシステムを整備しながら、環境白書、環境ホームページ等による情報の提供・発信を行っている。

(1) さわやかエコネット

県民、事業者、市町等に対して、複雑・多様化している環境関連情報を総合的にかつわかりやすく提供していくため、平成13年より、環境情報の発信に取り組んでいる。

ア 環境ホームページ「やまぐちの環境」

本県における環境の現状と課題や県が取り組んでいる環境関連施策等に係る情報提供を行い、県民、事業者等の環境問題に対する理解と認識を深めることによって、環境の保全と創造に向けた自主的な取組を促進していくことが必要である。

このため、平成17年6月に「山口環境ホームページ」を「やまぐちの環境」としてリニューアルし、エコツーリズムなどの自然関係情報や大気・水質の最新環境調査結果など、幅広い情報を発信している。

なお、平成22年度から、冷房温度28℃の設定など、具体的な取組内容を示した「ぶちエコ“わが家”取組ガイド」を掲載し、より一層の節電等エコライフの徹底を呼びかけている。

URL http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/ondan/torikumi/taisaku/torikumi_guide.html

イ 快適環境づくりシステム（地理情報システム（GIS））

各種計画の策定や開発事業を実施する場合、事前に地域の環境特性を把握し、対策を検討して環境への影響を少なくすることが必要である。

このシステムは、本県の地形、水系、動植物の分布、土地利用、公害規制区域等地域の環境を構成している自然的・社会的条件を画像化した地図情報としてまとめたものである。

9. 国際協力の推進

(1) 山東省との環境技術交流

本県及び山東省相互の環境技術交流を促進するため、平成4年度から環境分野に携わる技術者を受け入れ、県、企業等において専門研修を実施している。また、本県からも技術指導者を派遣し、技術交流を進めるなど、地域レベルでの環境保全及び国際協力を推進している。

昨年度は山東省から8名の技術者を受け入れ、行政研修や企業視察等を実施するとともに、本県から2名の技術指導者を派遣し、講演や情報交換を行った。

【平成25年度の実施状況】

(受入)	人数：8名	(派遣)	人数：2名
	期間：10日間		期間：5日間
	研修機関：県・企業等		派遣先：環境保護庁等

(2) 日韓海峡沿岸県市道環境技術交流

日韓海峡沿岸県市道間の共同繁栄と友好増進を図るとともに、環境技術等の相互交流を促進するため「日韓海峡沿岸県市道環境技術交流会議」において、環境保全、公害防止等に関する共同調査を行っている。

○日韓海峡沿岸県市道環境技術交流会議

日本側：山口県、福岡県、佐賀県、長崎県

韓国側：釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道